

学生のしおり

令和7年度

下関福祉専門学校

介護福祉学科

1. 教育目的

本校は「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき介護福祉士に関する専門の技術者を育成するとともに、その教育を通じて教養の向上と人格の陶冶を図ることを目的とする。

2. 名称

本校は 下関福祉専門学校 という。

3. 所在地

山口県下関市小月茶屋三丁目4番26号

4. 学期

前 期 : 4月 1日 から 9月30日 まで

後 期 : 10月 1日 から 3月31日 まで

5. 休業日（原則）

夏期休業 : 8月 1日 から 8月31日 まで

冬期休業 : 12月25日 から 1月 7日 まで

春期休業 : 3月25日 から 4月 7日 まで

6. 教育課程及び授業時間数

授業時間 : 午前 9時 から 午後 4時20分 まで

教育課程及び時間数

区分	科 目 名	時間	区分	科 目 名	時間
人間と社会	人間の理解	30	介護	生活支援技術Ⅰ	120
	人間関係論	30		生活支援技術Ⅱ	120
	チームマネジメント	30		生活支援技術Ⅲ	60
	社会の理解Ⅰ（社会保障制度）	30		介護過程の基礎Ⅱ	30
	社会の理解Ⅱ（高齢者・障害者福祉）	30		介護過程の基礎Ⅰ	30
	法と人権	30		介護過程事例演習	90
	生活と文化（音楽療法）	30		介護総合演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	120
	生活と文化（栄養・調理）	30		実習Ⅰ	64
	情報処理	30		実習Ⅱ	400
	文化と福祉	30			
介護	介護の基本Ⅰ	60	こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ・Ⅱ	各30
	介護の基本Ⅱ	60		認知症の理解Ⅰ・Ⅱ	各30
	レクリエーションⅠ	30		障害の理解Ⅰ・Ⅱ	各30
	レクリエーションⅡ	30		こころとからだのしくみⅠ	30
	コミュニケーション技術総論	30	こころとからだのしくみⅡ	60	
	コミュニケーション技術各論Ⅰ	30	こころとからだのしくみⅢ	30	
	コミュニケーション技術各論Ⅱ（手話）	15	医療的ケア	医療的ケア	62
計					1951

※ 医療的ケアは全62時間を必ず受講すること。休んだ場合は補講対象になります。

7. 休学・復学・退学

- (1) 学生が疾病その他 やむを得ない事由により休学する場合、所定の書類にその理由を明記し、校長の許可を受けなければならない。
- (2) 前号の者が復学しようとする場合、医師の診断書などを添えて 校長の許可を得なければならない。
- (3) 退学しようとする者は 退学届を提出し、校長の許可を得なければならない。

8. 除籍

- (1) 学業不振で卒業の見込みのない者
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みのない者
- (3) 授業料などの納入義務を怠り、督促してもなお納入しない者

（遅くとも前期分初年度は3月末日、次年度は4月末日までに、後期分は9月末日までに納入すること）

9. 学習の評価

- (1) 前期・後期の定期試験、実習評価、出席等総合的に判断し、各期毎に成績により評価をして可否を認定する。
- (2) 介護実習の出席時間に関しては、指定規則の時間数の5分の4未満の者については評価しない。
- (3) 学習成績の評価は 優（80点以上）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）をもって不可を不合格とする。

10. 一日の予定時間

	1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	掃除
開始	9:00	10:40	13:10	14:50	16:20
終了	10:30	12:10	14:40	16:20	16:40

11. 欠席および遅刻・早退

- (1) 遅刻は 授業開始後30分未満、30分以上については欠課とする。
 - (2) 早退は 授業終了前30分未満、30分以上については欠課とする。
 - (3) 無断遅刻・無断早退した場合は その科目は欠課扱いとする。
 - (4) 遅刻・欠席する場合は 電話や学校LINEにて授業開始までに、学年・氏名及び理由を連絡すること（8:30～9:00）。 ※8:30以前には連絡しないこと
 - (5) 欠席後 はじめて出席する時に所定の欠席届を学級担任に提出すること。
但し、疾病・負傷等による欠席には 診断書を添付すること。
 - (6) 同一科目において 遅刻・早退2回をもって欠席1回とみなす。なお、早退を除いて授業中の退室は認めない。
 - (7) 欠席・遅刻・早退の多い学生については、就職試験において不利になる。
- ※1時限から授業のある時は、ホームルーム実施のため8時55分までに登校すること（連絡事項等）。

12. 公欠

次の事由による欠席は所定の公欠願いにそれを証明するものを添付して提出すれば公欠扱いとする。

- (1) 近親者の死亡による忌引
1 親等（両親・子）5日
2 親等（兄弟・姉妹・祖父母・孫）2日
3 親等 1日
- (2) 災害及び交通機関の事故による通学不能な場合
- (3) その他学校長が特に必要と認める場合（感染症など）

13. 試験

(1) 定期試験

1) 1年次は前期・後期、2年次は各科目終了時に試験を行う。

2) 受験資格

ア. 出席日数不足の者は受験資格を失う（1科目につき30%以上の欠席）。

但し公欠による欠席は受験資格に抵触しない。

イ. 試験当日 無断欠席した者は、受験資格を失う（再試験も同様）。

ウ. 学費滞納者は受験資格を失う。

エ. 試験開始30分以降の入室は認められない（再試験も同様）。

オ. カンニング、及び試験中に携帯電話を見た場合はカンニングとみなし、受験資格を失う。

(2) 卒業に必要な単位数を取得しなければ卒業はできない（留年）。

但し、学校長が特に許可する場合にあっては、3月末まで卒業の延期を認めるものとする。

卒業の延期の場合、卒業式当日以降の試験等に係る再評価料3万円を請求する（職業訓練生も同様）。

(3) 追試験

1) 定期試験日に下記に示す事由で受験できない者に限り追試験を認める。

受験できなかった理由	手続きに要する書類	備考
ア) 病気・負傷 イ) 忌引（1・2・3親等） ウ) 災害及び交通機関の事故 エ) 就職試験 オ) その他やむを得ぬ事情がある場合	診断書 忌引書 事故証明書 受験証明書	学校に当日中に連絡すること 公欠願出のある場合 学校が特に認める場合

2) 追試験科目の成績評価は得点の80%とする。

(4) 再試験

1) 定期試験で欠点（59点以下）をとった者は再試験を受けることができる。

2) 再試験科目の成績評価は60点を超えないものとする。

3) 再試験は別に受験料（2,000円）が必要になる。

4) 施設再実習の場合は1日につき1,000円必要になる（職業訓練生も同様）。

(5) 補講

補講の受講が許可された場合は、補講を受けることができる。

補講が受けられる場合は、1回につき2,000円が必要となる。

※やむを得ない理由で欠席した場合は、補講料は取りません。

14. 学生の心得

(1) 学生証

- 1) 学生証は必ず常時携帯し、本学教職員またはJR等の機関の請求があるときはいつでもこれを呈示すること。
- 2) 住所を変更した場合は、住所変更届を提出すること。
- 3) 学生証を紛失した時は、直ちに届け出ること。
再発行には学生証再交付願と手数料1,000円を要する。
- 4) 学籍に異動を生じた場合、または卒業・退学等によって学籍を離れた場合は学生証を返還すること。

(2) その他諸注意

- 1) 学内からの緊急連絡は連絡網（学校ライン）を使用する。
- 2) 挨拶は誰にでも大きな声ではっきりすること。
- 3) 提出物の期限はきちんと守ること。
- 4) 校内での喫煙はできません。喫煙する方は、できるだけ各自携帯灰皿を持参し吸殻等の管理をすること。なお決められた場所ですること。
- 5) 頭髪は華美でなく、服装は学生らしく清楚にすること。
※ 実習一ヶ月前から終了まで、学校行事や校内就職説明会及び採用試験等においては、派手に染めないこと。
- 6) 学校内の施設使用は17時までとする（教室・実習室など）。
- 7) 学内及び必要と指示した場合には、必ず名札をつけることとする。

15. 職業実践専門課程（福祉専門課程）

専門課程とは、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と連携して実習・実技又は演習の授業を行っている学校を文部科学大臣が認定する制度です。本校は平成26年度より、職業実践専門課程の中の福祉専門課程として山口県で初めて文部科学大臣より認定されました。

16. 専門士（教育・社会福祉専門課程）

専門士とは、技術・技能・教養の学習成果を文部科学大臣が評価する制度です。本校は文部科学省指定の専門士称号付与校のため、各専門分野の専門士の称号が付与されます。

※卒業生対象（専門士授与者）

- ◎ 各種国家試験の第1次試験が免除されます。
- ◎ 大学2・3年に直接編入できます。

17. 令和7年度 年間行事予定

月	1 学年	2 学年
4	学内オリエンテーション(4/10 午前中)	宿泊研修 (4/24～4/25)
5	ゴールデンウィーク (4月29日～5月6日) レントゲン撮影 (5/7) 実習指導者会議 (5/16) 内科検診 (5/22) バレーボール大会 (5/29)	ゴールデンウィーク (4月29日～5月6日) レントゲン撮影 (5/7) 実習指導者会議 (5/16) 内科検診 (5/22) バレーボール大会 (5/29)
6	オープンキャンパス (6/14)	オープンキャンパス (6/14) 施設介護実習 (第2段階 6/9～7/2 18日間)
7	オープンキャンパス (7/12) 施設見学実習 (7/9～7/16 6日間) 校内就職説明会 (7/24) 地域清掃	オープンキャンパス (7/12) 校内就職説明会 (7/24) 地域清掃 校外レクリエーション(7/31)
8	夏期休業 オープンキャンパス (8/3)	夏期休業 オープンキャンパス (8/3)
9	オープンキャンパス (9/6) 前期試験	オープンキャンパス (9/6) 施設介護実習 (第3段階) (9/16～10/22 27日間)
10	後期授業開始	
11	海峡祭 (11/1) 施設介護実習 (第1段階) (11/10～11/21 10日間) 校外レクリエーション	海峡祭 (11/1) 訪問介護 (3日間)
12	地域清掃 冬期休業	学力評価試験 地域清掃 冬期休業
1		介護福祉士国家試験
2	ケーススタディ発表会 (2/3～2/4) ボウリング大会	ケーススタディ発表会 (2/3～2/4) ボウリング大会
3	後期試験 卒業式 (3/6) 地域清掃 春期休業	地域清掃 卒業式 (3/6)

18. 就職活動・支援について

- ・1年次の成績で不可に該当する科目がなかった場合、卒業見込みが出せる。
- ・卒業見込みが出れば、就職試験を受けることができる。
- ・最終学年で卒業見込みの出ない場合(単位/出席日数不足)は、就職支援はできない。

19. 各諸費用について

- ・各証明書は申請により発行するが、手数料は以下の通りである。

学校長推薦書	700円
学業成績証明書	500円
在学証明書	200円
卒業及資格取得見込証明書	300円
卒業証明書	300円

- ・卒業経費(介護福祉士登録料を含む)は別途請求する。

20. その他

注意事項

- ・学習態度、生活態度は意欲的にマナーは守ること。
- ・バイクによる通学をする場合は、事前に許可を受けて所定の場所に駐車すること。
- ・自転車の二人乗りはしない。坂道はゆっくり降りる。(スピードを出さない)
- ・道路を横断する場合は、横断歩道を通ること。
- ・車で通学する場合は事務所に相談の上、各自駐車場を確保すること(路上駐車しない)。
- ・他の学科の教室には立ち入り禁止。
- ・学校内には、学生と保護者以外立ち入り禁止。
- ・授業中の携帯電話は、教員の許可無く使用をしてはいけない。
- ・授業中の録音、録画を禁止とし、個人情報が発見されるものについては、許可なくSNS等にアップしてはならない。(校内も同様とする)
- ・弁当の注文は午前10時までに事務所の用紙に記入しておくこと。
(弁当510円、おかず400円)
- ・パンの移動販売が、毎週火曜日と木曜日及び金曜日、隔週の月曜日に、12時10分より。
- ・缶、ビン、ペットボトル等は各自で持ち帰ること。
- ・近隣に迷惑をかけないこと(歩きタバコ、ゴミのポイ捨て等)。
- ・授業中のジュース等の持ち込みは厳禁。
但し、体調等により水分補給をする場合は、事前に担任に相談をすること。
- ・ゴミの分別をきちんと行い、弁当の空は各自で持ち帰ること。
- ・公共物を破損した場合は弁償すること。
- ・ロッカーの鍵を紛失した場合は弁償すること。
- ・2年間、無遅刻・無欠席は皆勤賞、欠席・遅刻・早退合わせて5回以内は精勤賞で表彰されます。
- ・成績優秀者は卒業時に表彰されます。
- ・2年間学校行事等に積極的に参加協力された方は感謝状が贈られます。
- ・学校には17時から8時30分、教員には19時から8時30分の間は緊急時を除き電話をかけない。※緊急時 083-282-0303

授業料納入方法 (銀行振替)

2 期 分 納

- ・前期 初年度 3月末まで
次年度 4月末まで
- ・後期 毎年度 9月末まで

山口銀行 小月支店
普通 6080571
学校法人 下関福祉専門学校
理事長 関谷 豊

